# たかあき

# かつまた 孝明 です!



昭和51年4月7日生まれ(36歳)

出身 沼津市

住所 沼津市花園町

家族 父親(沼津市出身)

母親(伊豆市出身:修善寺)

妻・長男・長女・次男

#### 経 歴

#### 〔学歴〕

しょうえい幼稚園 沼津市立門池小・門池中 卒業 静岡県立沼津東高校 卒業 学習院大学経済学部 卒業

慶應義塾大学大学院経営管理研究科 卒業

(経営学修士: MBA取得)

#### 「職歴」

平成12年4月 スルガ銀行株式会社入社

財団法人企業経営研究所 研究員 (地域経済産業分析)

経営企画部 人事担当マネージャー

平成22年12月 スルガ銀行株式会社退職

平成23年1月 自民党衆議院静岡県第6選挙区支部 支部長

# 一 お知らせ 一



http://ameblo.jp/t-katsumata プログはじめました!! 元気に毎日更新中!

# いま、自民党が熱い!自民党員を大募集中!!

自民党に入党して、党員として自民党としてかつまた孝明を支えてください!

# 入党資格

- ・ わが党の綱領、主義、政策等に賛同される方
- ・ 満18歳以上で日本国籍を有する方
- ・ 他の政党の党籍を持たない方

党 費:一般党員 年額4,000円、家族党員 年額2,000円

#### 申し込み方法

· 自民党衆議院静岡県第6選挙区支部までご連絡ください。電話、e メール、直接お越しいただいても結構です。





発行所:自由民主党本部

100-8910 東京都千代田区永田町 1-11-23

電話:東京 03(3581)6211(代)

振替口座:東京 00180-1-19518 定価 1 部 105 円





-第19号-

#### 自民党衆議院静岡県第6選挙区支部

410-0065 沼津市花園町 11-5

電話: 055 (922) 5526 FAX: 055 (922) 5527

ブログ: <a href="http://ameblo.jp/t-katsumata">http://ameblo.jp/t-katsumata</a>
公式サイト: <a href="http://www.t-katsumata.com">http://www.t-katsumata.com</a>

e メール: jimin@t-katsumata.com

静岡6区【沼津・伊東・熱海・下田・伊豆・伊豆の 国(旧韮山・大仁)・賀茂郡・駿東郡(長泉・清水)】

ボランティア大募集(6区支部まで連絡下さい) まるかつ通信の企画・配布・街頭演説サポート・ポ

スター貼りなどなど、楽しい仲間と共に!

# 自民党 衆議院 静岡県第6選挙区支部支部長

たかあき

# かつまた 孝明氏

# の「憲法改正への一言」

~よりわかりやすく、より身近なルールに~



10/10 伊東市にて政経セミナーを開催。 約1200名の皆様にお集まりいただきました!

# 私はこう主張する、憲法改正の議論!!

# 1) 憲法とは国民が国家に対して課すルール

我々の身の回りの法律とは「国家が国民に対して課すルール」です。 例えば、車の運転でうっかりスピード違反をすると罰金を(国家が国 民に)課しますし、めでたく結婚するときは婚姻の届出をするよう(国 家が国民に)課しています。

そのなか、憲法は「国民が国家に対して課すルール」であって、そのルールで国家のやるべき事とやってはならない事が決められています。スピード違反の罰金に不服があれば裁判を開くことを(国民から国家に)課しており、婚姻届も性別の差別がなく役所で取り扱うよう(国民から国家に)課しているのが憲法の役割です。

憲法を変えるには、国民が決めるルールですから、まず国会で改正 案を発議し、次に国民投票にて過半数が賛成しなければなりません。

# 2) 憲法96条改正で国民主権を取り戻そう

憲法 96 条は憲法改正の手続きを定めており、改正案を国民に問うまえに、各院総国会議員の 2/3 以上の賛成が必要です。一見、通常の法案が過半数の賛成で成立することと比較し 50%と 66%の僅かな違いに見えます。しかし、「各院総国会議員の 2/3 以上の賛成」とは衆議院 159人以上、参議院 80 人以上の「反対・棄権・欠席」があれば成立しません。つまり反対票のみならず採決ボイコットも反対数に含まれることから、国会での発議は厳しい条件をクリアしなくてはなりません。

ここで冷静に考えるべきは、憲法とは国民が国家に対して課すルールであるにも関わらず、ルールを課される側である国会議員の総意が尊重され過ぎていることです。

この解決方法は憲法 96 条を改正し、憲法改正案も通常の法律と同じ く過半数の賛成で、国民投票を提起しやすくすることです。国家のル ール作りを国会議員が独占せず、国民一人ひとりがそのルール作りに 参画できるようにする、これこそが国民主権ではないでしょうか。

# 3 )憲法の否定ではなく、憲法の前進を

憲法改正の議論は、戦力の不保持を定めた憲法9条ばかり注目されがちです。しかし現実では、地方分権を進める主張、一票の格差のような国会が抱える問題の解決、我々の暮らしを取り巻く環境保護の権利、これら日本国憲法の誕生から60年余りの現在までに新たに生まれた政治課題が山積しています。

日本国憲法は戦前戦中の教訓を基礎に作られました。その後、一文字も改正がされず、憲法改正の必要性に直面しても、国民不在のまま政府解釈の変更や裁判所判例でその場しのぎの解決が図られてきたことが過去 60 年間の実態です。その結果、いま国民が 100 条ある日本国憲法条文を一字一句読んでも、その内容と現実の政治がかけ離れ過ぎ、「よく理解できないけど何となく貴重な文章」だと思われるのも不思議なことではありません。

だからこそ目標とする憲法改正は「憲法の否定」ではなく、これまでの政府解釈や裁判所判例を基礎にし、広く国民が参画して作られる「憲法の前進」でなければなりません。

世界広しといえど、一度も条文改正がされていない憲法は日本国憲法と過去の大日本帝国憲法だけです。日々めまぐるしく変化する国際情勢、内政課題に対し、国家が国民からの負託を得られるような政治を行えるようにする。この視点がいまの憲法改正の議論に必要です。



#### ~かつまた孝明後援会決起大会を開催!~

自民党参議院議員でエコノミストの**佐藤ゆかり議員**、そして**石川嘉延前知事**を講師に招き、「かつまた孝明後援会決起大会」を開催します。参加は**無料**です。

皆様のご参加をお待ちしております。

日時:平成24年11月29日(木)18:30~

場所:伊豆市生きいきプラザ 〒410-2413 伊豆市下立野 66-1